

件名	愛媛県生活文化センター使用料条例の一部を改正する条例
主管課	文化振興課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b> 愛媛県生活文化センターの使用料減免制度を設けるための一部改正。</p>	
施行日	公布日施行
<p><b>【その他参考事項】</b> 減免規定を整備することにより、愛媛県生活文化センターが、地域通貨を活用して県民のボランティア活動を促進する「いーよネットシステム」会員に対して、利用料を減免することが可能になる。</p> <p><b>いーよネットシステムの概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員（ボランティアに興味のある県民） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員登録をした上で、自分にできるボランティアや、やってみたいボランティアを登録</li> <li>・ インターネット上で、県が募集するボランティア事業を検索し、会員の条件にあったボランティア情報の提供を受ける。</li> <li>・ ボランティアに参加することで「いーよ」ポイントをもらう。</li> </ul> </li> <li>2 事業実施者（ボランティアを募集する担当課） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアをインターネット上で募集</li> <li>・ ボランティアを必要とする事業に参加した会員にシールを付与するとともに、ネット上に「いーよ」ポイントを登録</li> </ul> </li> <li>3 県有施設（施設使用料の減免を行う施設） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免を行う情報をインターネット上に掲載</li> <li>・ 会員に対し減免申込書により減免を実施し、ネット上の「いーよ」ポイントを削除</li> </ul> </li> </ol>	